



常任委員会活動



総務教育 常任委員会



5月定例会では、本委員会所管の28年度補正予算などの2件の議案について、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

併せて陳情の審査を行い、奨学金制度の充実を求める意見書提出など新規3件の陳情はいずれも趣旨採択、県立高等学校の数の維持と学級定員の引下げを求める継続の陳情は、研究留保として引き続き議論することと決定した。

また、5月20日に臨時の常任委員会を開催し、美術館整備に係る検討状況について委員のみで意見交換を行った。この中で多くの委員から、財政面や整備後の運営面の課題など、様々な点でまだまだ議論が不足しているとの意見が出された。

県外調査では、南さつま市立坊津学園を訪問し、コミュニティスクールを基盤とした施設一体型小中一貫校の取組を調査した。地域住民等で構成される学校運営協議会の運営の難しさ、小中一貫教育における小中教員の連携や相互乗り入れ授業などの取組を伺い、少子化時代における魅力ある学校づくりに向けて大変参考になった。

福岡市においては、PFI手法を活用した福岡市美術館のリニューアル事業について調査をした。PFI手法による集客向上に向けた民間ノウハウの活用状況、国のPFI事業に係る財政措置など、今後の施設整備のあり方の検討の一助となった。

福祉生活 病院 常任委員会



5月定例会では、本委員会所管の平成28年度一般会計補正予算をはじめとした2件の議案について、慎重に審議を行った結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

付議案の主なものとしては、介護従事者の確保や地域包括ケアを支える人材を養成するため介護事業団体等の取組を支援するもの、東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者アートフェスタの開催に係るもの、木造住宅の新改築にあたり県産材の使用量に応じて支援を行う事業を増額するもの、全国的な保育士不足を背景に国において保育士配置基準を緩和する省令改正が告示されたことに伴う県条例の改正があった。

また、新たに提出された陳情が2件あり、消費者相談窓口等の機能拡充や地方消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出を求めるものは不採択、県消費生活センターにメールでの相談対応を求めるものは趣旨採択と決定した。

なお、本委員会所管に係る社会福祉施設のひとつである「県立鹿野かちみ園」において長年にわたり不適切な身体拘束が行われていたことについて、こうした事案が二度と起きないよう、万全の対応をとるべきとの意見が多くの委員から出された旨、委員長報告で申し添えた。

鳥取県議会には4つの常任委員会があり、定例会中の付託案件の審議に加え、閉会中も継続審査や県内外調査、勉強会などの活動を続けています。

農林水産 商工 常任委員会



5月定例会では、本委員会所管の平成28年度鳥取県一般会計補正予算などの2議案を慎重に審議し、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

補正予算の主な事業は、農林水産部関係（3億5千9百万円）では、牛舎や搾乳機械の整備等により酪農経営を支援する事業や、高度衛生管理基本計画に基づき境漁港に高度衛生管理型市場を整備する事業、安全性に特化した林業研修体制を構築する事業、井戸海水を用いた陸上養殖の施設整備を支援する事業など、商工労働部関係（18億5千2百万円）では、県外誘致企業や県内企業の工場等の新增設を支援する事業や、市町村が

行う既存工業団地の再整備を支援する事業などであった。

また、国において、指定生乳生産者団体制度の是非や、現行の加工原料乳生産者補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的な改革について検討しているところであり、県内農業団体から国への働きかけの要請もあったことから、「指定生乳生産者団体制度の機能の存続と酪農経営の競争力の強化を求める意見書」を農林水産商工常任委員会から発議するよう全会一致で決定した。

地域振興 県土警察 常任委員会



4月11日、南部町の朝鍋ダムを訪問し、新しく運転を開始した小水力発電施設の説明を受けた。

また、4月12日には、松江市において今年度第1回県外調査を行った。まず、国土交通省出雲河川事務所では、中海護岸堤整備および大橋川河川改修事業の進捗状況について説明を受け、活発な意見交換を行った後、向島地区及び竹矢地区の現地視察を行った。さらに同日、中国電力株式会社島根原子力発電所を訪れ、免震重要棟や3号機内等を視察したほか、安全対策等について説明を受けた。

5月定例会では、本委員会所管の平成28年度鳥取県一般会計補正予算など2議案について慎重に審議を行った。その結果、いずれの議案も妥当なも

のと認め、原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、新たに1件の陳情の提出があった。16歳未満の年少者のゲームセンターへの保護者同伴立入規制の緩和については、現在、ゲームセンター等における営業の実態の把握、学校における指導実態の調査等を実施しているところであり、これらの調査結果を踏まえ、教育委員会、教育関係者、保護者等から幅広く意見を聴取した上で、保護者同伴規定の必要性も含めたその方向性について、今しばらく慎重な検討が必要であることから、研究のため留保と決定した。